

税関による商標権益保護措置実施弁法

2012年7月9日財政部台財関字第10105520440号令により全13条を制定発布、発布日より施行

2016年12月30日改正、2017年1月1日施行

第1条

本弁法は商標法（以下、「本法」と略称）第78条第2項の規定に基づき制定する。

第2条

商標権者は輸出入貨物にその商標権を侵害する虞があると考えた場合、税関に関連書類を添付の上、提示による保護を申請することができる。

前項でいう提示による保護とは、商標権者が商標権存続期間内に税関へ提示による保護に関する資料を提出し、税関が知的財産権データベースに登録するシステムを指す。

第3条

商標権者が提示による保護を申請する時は、商標登録番号ごとに1申請とし、申請書及び以下の資料を備えて税関にこれを送付しなければならない。

1. 税関が真正品及び権利侵害物の特徴を識別するに足る文字説明。
2. 税関が真正品及び権利侵害物の特徴を識別するに足る電子ファイル（例えば、真正品、模倣品の写真または真正品・模倣品の対照写真またはカタログ等）であり、且つ映像内容は使用指定が登録された商品項目でなければならない。
3. 商標権証明書類。
4. 連絡方法情報。

前項を受理した場合、税関は申請者に通知しなければならない。受理しない場合にも、理由を明記して通知をしなければならない。

第4条

税関が許可した提示による保護の期間は、税関が許可した日から商標権存続期間満了日までとする。

商標権が商標主務官庁で延長登録された場合、商標権者は関連する延長証明書類を添付して税関に提示による保護期間を延長後の商標権存続期間の満了日まで延長することを申請することができる。

第5条

次の状況の一つに該当する場合、税関は前条で許可した保護期間を繰り上げ終了することができる。

1. 税関が第3条第1項第4号の情報により、商標権者又はその代理人と連絡を取ることができない場合。
2. 台湾内に住所又は営業所のない商標権者で、代理人との契約解除又はその他代理関係を消滅させる事由があり、第14条第1項の但書の代理人への委任の規定に符合しない場合。

第6条

商標権者は特定輸出入貨物とその商標権を侵害していると告発する時は、税関に下記資料を添付しなければならない。

1. 権利侵害の事実及び侵害物を識別するに足る説明、並びに電子ファイルによる侵害物確認資料（例えば、真正品、模倣品のサンプル、写真、カタログ又は図面等）。
2. 輸出入業者の名称、貨物名、輸出入港及び日付、航空便名又は船便名、コンテナ番号、貨物保管地点等、関連する具体的な資料。
3. 商標登録証明書。

税関は告発を受けた場合、告発内容が具体的であるかどうかを検討し、もし受理する場合は商標権者に通知しなければならない。もし不受理であっても、不受理の理由を明記して通知しなければならない。

第7条

税関は職務の執行時において、輸出入貨物に明らかに商標権の侵害の虞があると発見した時、商標権者及び輸出入者へ通知しなければならない。

商標権者及び輸出入者は、前項通知を受けた時より、下記の手続きを則って処理する。

1. 航空便輸出貨物の場合、商標権者は4時間以内に、航空便輸入及び船便輸出入貨物の場合、商標権者は、24時間以内に税関で権利侵害であるか否かの認定を行い、三執務日以内に権利侵害であるか否かの事実及び証拠を提出しなければならない。但し、正当な理由があつて、期限内に提出できない場合は、当該期間満了の前に書面で理由を説明し三執務日の延長を申請することができるが、1度限りとする。
2. 輸出入者は、三執務日以内に権利侵害の事情がないことの証明書類を提出しなければならない。但し、正当な理由があつて期限内に提出できない場合は、当該期間満了前に書面で理由を説明して税関に三執務日の延長

を申請することができるが、一度限りとする。

税関は第 1 項の通知を口頭、書面、電話、電子メール、ファクシミリ等で通知することができる、並びに記録してファイリングする。

税関は第 1 項の通知を行う際、商標権者の連絡先の資料がなければ、商標主務官庁に 1 執務日以内に提供するよう協力を要請することができる。

商標権者は、第 1 項の通知を受けた後、権利侵害疑義貨物の写真データを提供するよう税関に要求し、権利侵害であるか否かの認定のために税関に赴くか否かを判断する際の参考にすることができる。ただし税関が提供した写真ファイルを、権利侵害であるか否かの認定の根拠としてはならない。

第 8 条

商標権者が前条に基づいて輸出入貨物に商標権侵害の事情があると認定し、権利侵害事実及び証拠を提出した時は、税関は以下の手続きに則って処理しなければならない。

- 1、 輸出入者が前条第 2 項第 2 号規定の期限内に権利侵害の事情がないことの証明書類を提出せず、本法第 95 条または 97 条の規定違反に関与する場合、取調べの為に案件を司法機関に移送しなければならない。
- 2、 輸出入者が前条第 2 項第 2 号の規定に基づいて期限内に権利侵害の事情がないことの証明書類を提出した場合、税関は商標権者に、通知を受けてから三執務日以内に、本法第 72 条第 1 項の規定に基づき税関に一旦貨物の差止めを申立てることができる旨、直ちに通知しなければならない。

商標権者が前項第 2 号規定の期限内に税関に一旦差止めるよう申立てなかった場合に、もしその他に通関規定違反がなければ、税関は代表的なサンプルを採取した後、輸出入貨物通関に関する規定に基づき処理することができる。

第 9 条

税関は、前 2 条で規定する商標権保護措置を執行する際に、以下の事情の一つがあり、且つ他の通関規定違反がない場合は、輸出入貨物通関に関する規定に基づき処理しなければならない。

- 1、 税関が商標権者と連絡が取れなかった又は第 7 条第 4 項の規定の期限内に商標権者の連絡先資料を取得できず、商標権者に通知できなかった。
- 2、 商標権者が第 7 条第 2 項第 1 号規定の期限内に税関で権利侵害であるか否かの認定を行わなかった。
- 3、 商標権者が第 7 条第 2 項第 1 号規定の期限内に権利侵害であるか否かの証拠を提出しなかった。

4、 輸出入貨物が商標権者により商標権侵害の事情が無いと認定された。

第 10 条

本法第 76 条第 1 項の規定に基づき差止められた物品の検査を申請する場合は、貨物輸出入地の税関に行わなければならない。

前項の検査は、税関が指定した時間、場所及び方法で行わなければならない。税関は前項の指定時に、差止めた物品の機密資料の保護を損なわないように注意しなければならない。

第 11 条

商標権者が本法第 76 条第 2 項の規定に基づき関連資料の提供を申請する場合は、申請書に下記書類を添付して貨物輸出入地の税関に申請しなければならない。：

- 1、商標権登録証明書類
- 2、権利侵害事実及び証拠
- 3、税関から入手した資料を商標権侵害案件の調査及び訴訟提起に於いてのみ使用すると、商標権者が声明した誓約書

前項の申請について、税関は審査を経て同意した後に、書面で輸出入者、荷物の荷受人、送り主の氏名または名称、所在地及び権利侵害疑義物品の数量を提供することができる。

第 12 条

商標権者が本法第 77 条第 1 項の規定に基づき税関に申請するサンプルの借受けは、現場における輸出入貨物の検査では侵害認定が困難である為に、サンプルを借受けて器具や設備により鑑定を行う必要があるか、または特殊な原因により税関が同意した場合に限る。

前項申請は申請書を用意し、保証金を納付するとともに下記書類を添付して貨物輸出入地の税関に行わなければならない。：

- 1、商標権登録証明書類
- 2、借受人の身分証明及び許諾書類
- 3、借り受けたサンプルが輸出入者の利益を侵害しておらず、また不正な用途に使用しないと、商標権者が声明した誓約書

サンプルの採取について、税関は同一型番規格の貨物から一式二点を採取し、税関が一点を写真撮影して証拠保存してから申請者に貸出し、一点を税関で密封保存する。

第 13 条

商標権者が本弁法により行う申請又は告発は、書面又は電子データ伝送方法をもって提出しなければならない。

書面を提出する場合、書面書類が税関に送達した時間を基準とする。但し書留で郵送した場合、投函日の消印を基準とする。

電子データ伝送方法をもって提出する場合、税関のパソコンに記録された時間を基準とする。

税関は申請者の身分又は資格を確認するため、必要時には、申請者へ身分証等の関連書類を添付するよう通知することができる。

第 14 条

商標権者は代理人に本弁法に定められた関連事項を委任することができる。しかし、台湾域内に住所又は営業所がない場合、代理人にこの処理を委任しなければならない。且つ代理人は台湾内に住所を有しなければならない。

代理人は委任事務を処理するため、代理権限を明記した委任状を添付しなければならない。

第 15 条

本法第 39 条の規定により商標主務官庁に登録された専用実施権者は、許諾範囲内において、証明書類を添付して自己の名義で本弁法の商標権者の権利行使と義務負担をすることができ、商標権者及び第三者が本弁法により同じ申請をすることを排除することができる。ただし、許諾契約に別途約定がある場合、その約定に従う。

第 16 条

本弁法の申請者情報、代理人情報、提示保護の真正品及び権利侵害物の特徴についての文字説明、画像電子ファイル及びその他関連事項について、変更があった場合、商標権者は税関に変更を申請しなければならない。

第 17 条 本弁法は公布日より施行する。